

令和2年度

第2回松本市地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会議事録

松本市地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会事務局

令和2年度
第2回松本市地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会
次 第

日 時 令和3年3月24日（水）
午後1時30分～
会 場 大会議室（本庁舎別棟3階）

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

(1) 協議事項

- ア 令和3年度松本市地域包括支援センター運営方針（案）について 資料1
- イ 介護予防支援業務の居宅介護支援事業所への一部委託について 資料2

(2) 報告事項

- ア 第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定について 資料3
- イ 松本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び
運営に関する基準を定める条例の改正について 資料4
- ウ 地域密着型サービス事業所の指定等について 資料5
- エ 社会福祉審議会設置に伴う運営協議会の所掌事項について 資料6

4 閉 会

1 開会 事務局 午後1時30分 開会を宣言
委員13名のうち11名の出席があり、協議会設置要綱第6条第2項の規程に基づき会議成立

2 あいさつ 部長・会長

3 会議事項

(1) 協議事項

ア 令和3年度松本市地域包括支援センター運営方針（案）について

議長 協議事項アについて、事務局から説明願います。

事務局 資料1について説明

議長 ご意見、ご質問あるか。

審議案件になるので、審議が終われば最終的には議決をお願いしたいというところ。

今、事務局の方から説明があった通りだが、介護保険法に位置付けられている地域包括支援センターの運営のあり方について、保険者だけの立場で決められることなく、国の全体的な指針であったり、基準等の影響を受けるものということが伺えるかと思う。そういったことを踏まえてこの方針案に列記されているということ。

まず、3ページの6、7、8、9項目のところは、これまでずっと取り組んできた基本的な案件。その中で、2番目の重点的に行うべき業務方針というものが、(1)から(6)までに示されており、本市のオリジナティが出ている部分とされているところ。

(1)では相談の窓口をはっきりさせる。(2)は生活支援体制に取り組む。(3)は認知症に取り組む。(4)は医療連携を進めていく。(5)は権利擁護を進めていく、そういったところを上げている。

そして今年のコロナの影響を受け、(6)については感染症に係る取り組みを進めていくという説明があったところ。

表記の部分や取り組みなど、何か意見あるか。

委員 地域共生社会や大綱もそうだが、これが公表される時、専門的な用語などは用語説明があった方が良くと思う。

また、もしこの文章が成案として公表されるのであれば、1ページの一番の地域支援センターチームにおいて客観的にかつ包括的にというところの、には、削除すべき。以上。

議長 委員指摘の表現問題については、修正をお願いする。用語説明に関してはいかがか。

用語説明の必要性について議論する時間はないが、地域包括支援センターの職員は専門職であるため、特に用語説明を入れる必要はないと思うが。設定や特徴性等あった場合には、その限りで対応いただき、こういった意見があったということをご留意いただき、その都度今後の資料作成等の中で検討していただきたい。

担当課長はどうか。

- 課長 ホームページ等で公開してくるものであるため、その際に検討していく。
- 議長 分かりやすく明確に理解していただくという趣旨の指摘と思われるので、配慮いただきたい。他には。
- 委員 2ページ目の(6)、新型コロナのネットワークについて質問だが、居宅介護支援事業所の相談支援・調整を行うとともに介護サービス事業所等との更なる連携というのは、具体的にどんな連携をしていくのか。
- 議長 さらに連携のあり方など。新年度を前においては、新年後の中でという想定はあるかもしれないが、補足説明をお願いします。
- 事務局 新型コロナのネットワークについて。包括支援センターは、居宅介護支援事業所と共に居宅部会に所属している。陽性者が出た場合には、居宅介護支援事業所が持っている介護のケースや、包括の委託プランなどの相談に乗っていく。居宅介護支援事業所自体がうまく機能できない場合に至っては、居宅介護支援事業所同士の助け合いの部分について包括支援センターが間に入って相談などをしていくということ。また、介護サービス事業所等との更なる連携とは、サービスの調整などが必要になってくるという想定の下、そういった表現をしている。
- 議長 他にはいかがか。
- 委員 1ページの生活支援体制について、内容についてはこの通りと思う。この部分に含まれるものか分からないが、各地区において、平成26年に地域づくりセンターができ、その中で色々な地域づくりの取組みが進められていると思うが、そういった中で、高齢者が安心して、いきいきと、ということについて、高齢化が進展しているという中では、色々な活動がさらに進んでいかなければならないというように思う。ここに記載されている、地区生活支援員と連携して、担当地域のニーズを把握して、介護予防に資する取組や生活支援サービスの提案と検討を行います。また、高齢者に対して、支えられる側等記載があるが、やはり今、地区ごとに色々な取組みがされてきている中では、高齢者が支える側としても生きがいや役割を見出すということも書いてあるが、高齢者に限らず、やはり地域住民が地域住民を支えるという体制がこれからは必要かと思う。そこを包括支援センター、或いは地区生活支援員が連携をして、仕組みを作っていくことが大事ではないかと感じている。
- 議長 委員の意見に対し、担当課長。
- 課長 ご指摘いただいた内容は、おっしゃる通りだと思う。委員からご指摘いただいた部分について、地区生活支援というのは、地区に入り込んで活動していただいている。地域づくりセンターや各地区の要望、地区生活支援員の活動は、強いては地域住民が地域住民を支える、そういう仕組みに向けて地区では話し合いが持たれると思うため、そこに繋がってくると認識している。
- 具体的地域住民という記載はないが、当然この中にはそういったものも含まれているということで、地域包括支援センターの方には理解していただき進めていければと思っている。
- 議長 今の委員の指摘は、高齢者というその限定的な観点ではなく、もって広くという指摘だと思うが、そこに関してはどうか。地域住民のあり方については。
- 課長 やはり地域の中では高齢者に限らず、広く地域住民として、地域共生社会という中で色々進めていく必要があるが、地域包括支援センターの役割は、法的な位置付けが

あり介護保険法で設置をし、また介護保険料で運営しているという中では、あくまでも対象が高齢者ということになる。記載は高齢者に対してということで記載しているが、実際の活動では、高齢者のみというふうにはなっていないところがある。記載ができるのかというのはこれからの検討課題であるかと思う。

議長 委員はどうか。

委員 それで良い。いずれにしても、そういった背景があるのであれば十分だと思う。しかし、これからはそういった地域ぐるみの体制整備ということは必要だと思う。

議長 今の指摘の中のもう一つだが、支えられる側支える側というサイドの表現がされているため、この部分で担保されていると感じるがいかがか。

委員 良い。

議長 この部分の案の表記としては、このままの形でお願いしたい。

3ページの市との連携の(2)について確認になるが、地域包括支援センターは地区支援企画会議等を通じて云々とあるが、この辺のところは今までの実態論等を受けてということで、新年度の方針としては、この表記でよろしいか。地域包括支援センター長の方から、もう少し踏み込んだ記載の意見などあれば。

センター長 特になし

議長 地区支援企画会議等について、実態としては地域づくりセンターなのか市なのか、地区によっては曖昧な部分もあり、現場ではご苦労されている部分もあるのではないかと思慮する。方針としては、この表現でよろしいか。

委員 意見なし

議長 令和3年度の地域包括支援センターの運営方針（案）について説明と審議をいただいたが、これで新年度から進めていくというように決められる委員は、確認をさせていただく。

委員 意見なし 承認

議長 案を消していただき、新年度の運営方針ということで決めさせていただく。

(1) 協議事項

イ 介護予防支援業務の居宅介護支援事業所への一部委託について

議長 協議事項イについて、事務局から説明願います。

事務局 資料2について説明

議長 ご意見、ご質問あるか。

本件は、基本的には介護予防のプラン作成業務は地域包括支援センターでやるということになっていますが、一部利用者の事情によって事業所に移管することができるということが、介護保険法上認められているということです。

これまで2番や3番のように、利用者が住所を移したことでやむを得ずプランを事業者委託するということが主であったが、今回は1番と4番では、新規事業所の申請が上がってきている。事務局に確認したところ、事務手続き等は、規定制度の基準に従って申請基準等がなされているということであった。では審議をお願いしたい。いかがか。

委員 意見なし

議長 よろしいか。

いずれにしても被保険者の都合に合わせた措置というように、私達委員は解釈をしていただけたら良いと思っている。他、いかがか。

委員 意見なし 承認

(2) 報告事項

ア 第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定について

議長 協議事項アについて、事務局から説明願います。

事務局 資料3について説明

議長 ご意見、ご質問あるか。

来月から向こう3年間の介護保険事業計画の内容を説明をしていただいた。報告案件であり議決はないが、ご質問あれば。いかがか。

委員 教えていただきたいが、何カ所か成年後見制度の関係で、成年後見制度利用支援事業の記述がある。親族等による法定後見開始の審判請求ができない高齢者について、市が申立てを行い利用者の負担軽減を図りますといった概要の記述になっているが、利用支援事業の要綱の中では、後見報酬の助成などがあったかと思うが、これを記載をしないということで、考えているのか。

事務局 委員からもご指摘をいただき、担当とも記載をすべきかどうかということを検討したところだが、予算に関わってくるという観点もあり、やらないという訳ではなくて、ここへの記載はこうなるが、現状は、委員がおっしゃった通り制度としてはあるので、実施・運用していく中で検討という形でご理解をいただきたい。

委員 私は社会福祉士会として出ている。社会福祉士会の方でも有資格者として成年後見を受任している中で、成年後見制度利用支援事業の取組みを進めて欲しいという要望を上げていることもあり、意見としてご留意いただけたらと思う。以上。

議長 他にいかがか。

ご存知かと思うが、いくつか事業計画ポイントがある。

一つは、松本市の65歳以上の第1号被保険者の保険料がいったい幾らになるのかというところ。これは先程説明があったように、据え置きというので、第7期と同じ。

以前、長野県内での保険料は、松本市が一番高いという状況があった。第7期、第8期を据え置きとした理由は、基金の取り崩しをして実現できたんだというところをご理解いただきたい。

また、施設整備計画というところだが、第8期資料の13ページの一番最後。方向性という特徴的なものとしての見方もあるかもしれないが、他に特別養護老人ホームを整備するという説明があったかと思う。今まで、比較的 low 負担で利用できる特別養護老人ホームという介護保険施設の整備などを進めたり、もう不要ではないかというような議論をした経過がある。別の検討委員会等では、全く不要という意見もあったように記憶しているが、多少の整備をしていく必要性があり、第8期で松本市は、低負担利用できる施設として特別養護老人ホームを若干整備するということが姿勢として示されており、認知症のグループホームが必要だろうというふうに認識している。在宅介護として、デイやホームヘルプなどを複合的にした多機能サービスが増えてきており、在宅を推進する上でそういった機能を重視していくという部分が示されている。

前回第7期に看護多機能という看取りが入った部分が導入されたが、様子見であった。

第8期は、少しやっけていくということが示されていると解釈する。災害など、今回はコロナという部分がこの介護保険事業計画の中に入れ込んでいくという姿勢が表れているという感じがする。

また、保険料の関係と施設整備の関係で、110 ページで説明があったが、保険料の負担については特に配慮しなきゃいけない点である。保険料負担の関係だが、11段階ということだが、全国は9段階だったと思うが、事務局どうか。

事務局 はい。

議長 確認をさせていただいたが、基本的には9段階のところ、本市は、平均的段階は5段階であるが、第6段階から11段階までは生活上厳しい面もある方にはさらにきめ細かく段階を設け設定してあるということと、その逆に第4段階以下もそれぞれきめ細かく設定をしてあるということ。

全国平均と違い、きめ細かい設定で第8期でも継続するという。この辺は評価すべきところがあると思っている。

補足だが、資料77ページと78ページ。

日常生活圏域別地域密着地域密着型サービスの整備目標というもの。これは松本市35地区に、ただ施設を整備すればいいということではなく、それぞれの地区に満遍なく、バランスよく各地区に配置をするというような整備状況が、ここにまとめられている。

整備が十分でない地域を優先して整備を進めていくという部分、ここも事業計画のチェックのしどころ。

より良いまちづくり、介護保険で安心して暮らせるようにという、社会保障の理念をこの計画でうたっていかうという内容になっている。他に。

委員 意見なし 了承。

(2) 報告事項

イ 松本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について

議長 協議事項イについて、事務局から説明願います。

事務局 資料4について説明

議長 ご意見、ご質問あるか。

介護給付や予防給付の基準は、地方分権とはいっても国がある程度基準を示してくるもの。

しかしここで説明があった地域密着型サービスは、それぞれの保険者で基準を設けないといけないということになっている。地域密着型サービスの基準や運用等、非常に重要な取組みになってくる関係上、国の改正を受けてその対応を条例という形で対応するという報告案件であった。

また、そのまま改正するというのではなくて新しい取組みとして、業務継続計画など新たな負荷がかかるという、そういう報告も加えられていた。

他に。

委員 意見なし 了承

(2) 報告事項

ウ 地域密着型サービス事業所の指定等について

議長 協議事項ウについて、事務局から説明願います。

事務局 資料5について説明

議長 ご意見、ご質問あるか。

6ページからそれぞれ新規、更新、廃止という内容に基づく申請があったということ。書類等の不備はなかったと聞いている。そういったことを踏まえて報告を受けたということだが、何かあるか。

委員 地域密着型サービス事業者の廃止について、オーチャード以外の廃止理由何か。

議長 事務局、どうか。

事務局 一つずつご報告させていただく。

(2)の愛光苑松本デイサービスセンターは、法人の経営上の都合ということで、廃止届をいただいた。(3)リハビリデイサービスぽっかぽか島立3号は、こちらは島立にある事業所だが建物が古く運営も難しいということで、廃止届をいただいた。(4)宅幼老所都波岐の杜は、新型コロナウイルスの影響を受けて利用者の減があったということで報告を受け、経営上の都合ということで3月31日付けの廃止届をいただいた。

(5)小規模多機能型施設里山辺の杜は小規模多機能型居宅介護になるが、しばらくの間休止をしていた事業所になり、ここも利用者確保できないというところと、人員確保もまた難しいということで、廃止届をいただいた。以上。

議長 他にいかがでしょうか。

委員 意見なし 了承

(2) 報告事項

エ 社会福祉審議会設置に伴う運営協議会の所掌事項について

議長 協議事項エについて、事務局から説明願います。

事務局 資料6について説明

議長 ご意見、ご質問あるか。担当課長の方から何かあるか。

課長 ただ今説明させていただいた通りであるが、中核市になることで社会福祉審議会というのを設置しなければならないということで、審議会を設置するもの。その中には5つの分科会があり、高齢者福祉専門分科会というものができる。この分科会の事務分掌となるのが、今ここで審議していただいている地域包括支援センターと地域密着型サービスのうちの地域密着型の部分。ここの協議会で審議していただくのは地域包括に特化した専門的な部分となり、地域密着に関しては社会福祉法に基づき中核市移行によってできた分科会の方に移行していくという説明。以上。

議長 誤解がないようにしたいが、この運営協議会がなくなるわけではないということ。協議会は、ご承知の通り介護保険法で保険者への設置が義務づけられていることで、4月からの中核市移行によって、審議事項を切り離して考えていく必要があるということ。

地域密着型サービスが、4月から中核市における新しい新体制の方にまわすと。従

って、新年度から、本協議会では、地域包括支援センターの運営に関わる、事業、指標等に基づいて審議をしていくというようにご理解いただけたらと思う。

中核市になることでそれに付随した委員会等々の整備が必要になってくるというように委員にはご理解いただけたらと思う。他に、いかがか。

委員 意見なし 了承

議長 本日上程された事項は全て終了した。

4 閉会 事務局 午後3時00分 閉会を宣言